

1 1 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年11月22日（水） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、引野教職員課長、山田地域教育課長、大西教育DX推進課長、森保健給食課長 【市長部局】 小澤子ども未来部長、片岡保育総務課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 (1) 令和5年度12月補正予算要求額について 非公開 (2) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市黒髪山キャンプフィールド） 非公開 (3) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市青少年野外活動センター） 非公開 (4) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市立公民館24施設） 非公開 2 議案 議案第28号 令和6年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について 非公開 議案第29号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について 議案第30号 西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物及び旧辰市幼稚園ほか4園の工作物の用途廃止について	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和5年度12月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市黒髪山キャンプフィールド）は、了承した。</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市青少年野外活動センター）は、了承した。</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市立公民館24施設）は、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第28号 令和6年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項については、可決した。</p> <p>議案第29号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針については、可決した。</p> <p>議案第30号 西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物及び旧辰市幼稚園ほか4園の工作物の用途廃止については、可決した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教育長</p>	<p>皆さんおはようございます。11月定例教育委員会を始めます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料については、既にお配りしているとおりでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。ただいまから、11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。10月定例教育委員会の会議録の署名委員は梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。</p>
<p>梅田委員</p>	<p>結構です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告4件、議案3件の計7件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は20件ございましたので、ご報告をいたします。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（1）、教育長報告（2）、教育長報告（3）、教育長報告（4）、議案第28号は奈良市情報公開条例第7条第5号にあたる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると</p>

と思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 よって、教育長報告（１）、教育長報告（２）、教育長報告（３）、教育長報告（４）、議案第 28 号は非公開とすることに決定いたしました。

それでは、公開の案件から始めます。議案第 29 号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、教職員課長より説明をお願いします。

教 職 員 課 長 資料の 1 ページ、「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針」をご覧ください。今年度の変更点ですが、まず昨年度の人事異動方針には採用という項目がございましたが、昨年度のご審議の際に「採用は、そもそも人事異動ではないのではないか。また、もし採用について入れるとしても、4 月に新規採用することの方針を 11 月に示すのは時期的に遅い」というご指摘をいただいておりますので、今回は採用という文言を削除し、内容の整理を行いました。

それでは、まず「1 基本方針」について説明いたします。1 点目は「一条高等学校の特色ある教育活動を推進するとともに、教員組織の充実と均衡を図るため、適材を適所に配置する」こと。2 点目は「教員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るための若手教員を中心に積極的な交流を図る」こと。3 点目は「生徒の指導の充実強化を目指し、教員の特性経験を生かす異動に努める」こと。4 点目は「効果的な中高一貫教育を行うため、附属中学校との兼務を含む中高の接続を念頭においた教員配置を行う」こと。以上、4 点となっております。

特に 4 点目につきましては、昨年度の人事異動方針を審議いただいた際に、「中高の教員が兼務をすること等の効果について把握しているのか」というご意見を頂戴しました。これにつきましては、来年度の人員配置に向けて、一度高等学校に対してヒアリング等による調査を行う予定をしております。兼務が中高一貫教育にもたらす効果や、現在の人員配置が一条高等学校の特色ある教育の実践に繋がっているのか等を、関係課と連携しながら検証していきたいと考えております。

続きまして、「2 実施要領」についてご説明いたします。「(1) 任用・転任」についてですが、昨年度採用の項目に挙げていた管理職登用については任用ということでこちらの項目にまとめさせていただきました。また、県立高校等との派遣交流については、次の項目で詳しく述べているため、転任については、一条高等学校と教育委員会事務局との間での交流を挙げております。これらに加えて継続して、適材適所の配置を図ってまいります。

次に、「(2) 県立・国立・私立学校等との派遣交流」についてです。派遣交流は、教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目

的としております。現在、県立の中高一貫校である奈良県立国際高校と、令和4年度から6年度までの3年間で人事交流を行っており、交流終了時に中高一貫校としての経験ノウハウを一条高等学校に還元することを期待しております。また、県立高等学校でなく、国立・私立学校も含めて幅広く、より良い教員人事交流のあり方を検討していくことを定めております。

以上人事異動方針につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長

この件に関してご意見やご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

柳 澤 委 員

前提として、原案は私もこれでよいと思っています。

基本方針の(2)のところの「気風の刷新」の気風というのが曖昧で、学校だと校風という言葉が上位の概念に来るかなと思います。気風としているのは、教員一人一人の気質のようなとらえ方なのか。学校全体なら、学校の理念、それから伝統、校風という続きになると思うのですが。従前から気風という言葉を使っておられましたが、気風というよりも校風の方が良いかと思っています。

それから、(4)の中高一貫教育について、実際に中高の先生方で、中学校免許と高校免許それぞれの所有状況はどうなのでしょう。例えば高校の免許しか持っていない方、それから中学校免許しか持っていない方というその辺のデータはお持ちであれば、今でなくてよいのでご提示いただけたらと思います。

そして、県立国際高校との派遣交流に行かれている教員の担当教科は何か教えていただけたらと思います。

以上です。

教 職 員 課 長

現在派遣交流に行っている教員は、体育の教員です。

教 育 長

よろしいでしょうか。

委員から指摘のあった資料はまた作成をお願いするということと、気風・校風のところを少し議論してもう一度検討したいと思います。よろしく願います。

その他、ございませんでしょうか。

川 村 委 員

派遣交流について、今国際高校と実施していて、令和4年度から6年度の間体育科の先生1名を派遣しているということでしたが、この方が一条高校に戻ってきたときに、一条では得られない経験等を踏まえて戻ってきます。それを一条の中でしっかり広め、ご本人の活動だけでなく

他の先生方にもしっかりと波及させるためのシステムはあるか、教えていただければと思います。

教職員課長

明確なシステムとしてあるというわけではないのですが、実際に派遣交流に行っていた者が学校の中の校務分掌等に参加する際に伝えていく形をとっているのではないかと考えております。今後のこともございますので、経験で得たことを広める具体的な場を明確に持っているのか、新たに持つ方が良いのかについては、学校の方とも議論していきたいと思っております。

梅田委員

この議案については異議ございません。この形で進めていただければと思いますが、この異動方針に込められた趣旨に触れながら、思いや願いについて少しお話しさせていただければと思います。

一条高等学校は市内に1校の市立高校であるということを考えたときに、特色ある教育活動をより一層推進していくために、その一つの機会ともなり得る人事異動においてどのような体制を作っていくのかが、今回のこの異動方針の中でも示されている柱ともなっていると思っております。

そして、やはり1校に対して様々な視点からの検討が可能となる考え方を取り入れることや、校内でそこに対する議論をしっかりと進めることに向けては、挙げられているように外部の学校との交流の経験を生かしてそれを持ち帰ることや、異校種間の交流をより一層進めるということもありますでしょうし、一番日常的に行いやすいことだと、より先進的な学校を訪問して導入できるノウハウは導入するなど、様々な体制や仕組みが考えられると思っております。

異動方針のみに留まらず、市内に1校である一条高等学校において、より活性化した取組を求めていくことに向けて、教育委員会としてどのような体制を作っていくことが必要なのか、また、それを学校においてどのように活用・運用していけるのかということについては、ぜひとも絶えず議論する場を設けて検討を続けていきたいと思っております。そしてそれが結果的には一条高校に求められる、より特色ある教育活動へとつながるよう期待したいという思いを持っております。よろしく申し上げます。

新井委員

異動方針のこの審議内容に関して特に異論はなく、気付いたコメントを残したいということで発言させていただきます。

交流先の学校が今のところ県内ということで、私から見るとまだ狭い範囲かと思うので、もう少し視野を広げていければと思います。また、交流に際して一条高校というすごく小さな組織の中から人員を出す際、必ず誰か代わりに入る人員補充がないと困るところが、結構大きなネックになっているように感じました。そのあたりの人材の融通を高

校の教員の頭数だけでやるのではなく、奈良県内の小中高も含めてどれだけ融通できているかという考え方でやってみてはどうでしょうか。例えば、一条高校の教員が1人抜けた場合は県から1人入れてもらえるといった対応をしつつ、小学校の方は逆に、教員が市外に出て行く計画ができるのは多分こういう機会なのかなと思いますので、それも検討されると良いかと思います。それと、やはり県外や海外を視野に入れる感覚で、例えば姉妹都市などの関係性もうまく活用すべきです。少しでも交流ができるようなところ、特に、なるべく一条高校とは全く違う運営をしていそうなところ等を考慮した方が、きっと色々得られるものは大きいと思います。

さらに、高校教員同士の人事交流にはならないのですが、最近すごく増えている探究活動は元々大学でよく教育されているものですので、大学の教員と行き来することもできるかもしれませんし、研修的な扱いになるかもしれませんが修士や博士の学生に入らせていただくこともできるかもしれません。大学と交流することを含めて、一条高校の教員の質をどんどん上げることを考えると、できることはたくさんあると感じました。少し枠をはみ出している話かもしれませんが、いろいろ可能性はあると思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。今、様々な意見をいただきました。

一条高校は、唯一の市立高校であることに加え、附属中学校を含めて6年を通した教育ということですので、生徒はもちろんのこと教員も6年というスパンを生かしてしっかり子どもに教育するため、研修や交流、異動を含め、教員の資質能力を上げていくことが必要だろうと思っています。ほかに市立高校がなく通常の異動がないため、定年までずっと一条高校のままで終わってしまうことは、非常に課題のあるところです。従来、県立高校又は私立高校と交流を行ってきましたが、最近県立高校と交流を行う場合は、3年の出向期間を6年に延ばし、1つの高校に3年間行った後、別の学校に移って3年間とし、計6年間で戻っていくスパンも考えて実施しているところです。私学については、互いに交流できる教員のいる・いないということも含めて調整が必要です。

それから、新井委員がおっしゃった、県内に限らず県外の高校との交流を検討することについては、昨年度から近隣他府県の教育委員会との調整を始めているところですが、任命権者が違うことや、給料をどうするのかということがまだ検討途上にありますので、今後どうできるのかについては継続して進めていきたいと思っています。また、海外も当然視野に入れるべきであるということも認識しています。大学院生や教員免許を持った院生、大学の教員にどのように入らせていただくのかについて、制度も含めてもっと広い視野で広げていくべきだと考えます。「制度

や規則でこう決まっているからそれはできない」としてしまう状況を打ち破っていかなければ、現状停滞してしまっていますので、ご意見賜ったことをまた進めていけるようしっかり前向きに検討していきたいと思えます。

この件に関してほかにご意見等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第 29 号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第 30 号「西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物及び旧辰市幼稚園ほか 4 園の工作物の用途廃止について」、保育総務課長より説明願います。

保育総務課長 まず西大寺北幼稚園についてでございますが、令和 6 年 3 月 31 日をもって公立幼稚園としての役目を終え、同年 4 月より幼保連携型認定こども園として民間移管を行う予定でございます。このことに伴い、土地は無償貸付、建物及び工作物は無償譲渡を民間移管先法人へ行う予定でございます。そのため、西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物について、教育財産としての用途廃止を行うものでございます。

また、既に閉園しております旧辰市幼稚園ほか 4 園に設置しておりました遊具を、経年劣化による老朽化に伴い、撤去いたしました。このことに伴い、撤去した遊具について教育財産としての用途廃止を行うものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員 鑑には「教育財産としての用途を廃止」と明言してあって、そのあとの 2 枚ついている資料も教育委員会で決定したのかと。なぜそれを申し上げるかという、教育財産用途廃止という建前ですので、1 ページ目の工作物のところの「除却」という表現は、あえてふさわしくないのではないかと。「用途廃止（除却）」などにしないと、用途廃止以外に様々な方策があるというように読み取れるので、これは条例等でどうなっているのかと思いました。上段に記載されている土地と建物については全て「用途廃止」となっていて、整合性が取れています。

2ページと3ページのところは、従前こうされていたので誤解は生じていないと理解していますが、例えば土地の無償貸付というのは教育委員会で決定する事項ではないように思うので、例えば括弧書きで「(無償貸付)」とするのが望ましいのではないかと思います。建物及び工作物の無償譲渡も同様です。教育財産から用途廃止するという処理区分のみが教育委員会の権限で、そのあと無償譲渡するかどうかは、教育委員会の権限ではないと思います。

保育総務課長 分かりました。資料はまた訂正して、今後気を付けさせていただきます。

川村委員 この議案に関して異議はございません。

少し教えていただきたいのですが、西大寺北幼稚園はこども園として民間移管をするというお話を承っております。これまでに閉園した幼稚園ですが、閉園する場合、奈良市では何かしらのセレモニーのようなものがあるのか、個人的には教えていただきたいなと思っております。以前住んでいた県では、地域に馴染んだ幼稚園がなくなってしまうということになったときには、今まで卒園した方たちにお声掛けをしながら、地域の宝がなくなるという意味合いも込めてセレモニーがありました。奈良市ではそういったことはされているのか、また、今柳澤委員から遊具取壊しについてのお話が出ましたが、実際どのような費用がかかっているのかということも含めて、2点教えていただきたく思います。

保育総務課長 お答えいたします。まずセレモニーについて、実際私は関わったことはないのですが、閉園したらもちろん閉園セレモニーは開いていらっしゃるかと聞いていますし、あるいは、地域の方も含めてお写真を撮ったり声を載せたりした記念誌を作るといようなことで、何か後に残るようなものは、作ったり開催したりしているということは聞いています。なので、おそらく西大寺北幼稚園もさせていただくことになると思います。

川村委員 西大寺北は民間移管で残る園ですので、そこまでは大きく思っていないのですが、閉園してしまっ、もう実際に地域にかかわらなくなった園がどんな形で地域の皆さんと交流を深めて最後のお別れをするのかということをお伺いしたいです。あるかないかだけでも構いません。

保育総務課長 あります。閉園セレモニーは必ず開催させていただきます。

川村委員 ありがとうございます。やはり、地域の宝に区切りをつけて閉じる場

に皆で立ち会うということは大きな意味合いがあり、人との繋がり、SDGs の観点からも、とても大切なことであると個人的にも思っております。しっかりそれを各園でしていただいているのであれば、社会的にもっと大きくアピールして、実際子どもが減っているということや、今地域がこういう現状にあるのだということも、その地域を取り巻く情報発信の一環としてうまく使っていただいてもよろしいのではないかなと思いました。

あともう1つ、遊具の取壊し等々はどれくらいの予算というかかかっていらっしゃるか、概算でよろしいのでお分かりになりますでしょうか。プールなど貸付や譲渡をするものはそのまま置いていらっしゃって、今費用がかかっているのは取壊しの部分かと思ったのですが、どうですか。

保育総務課長 遊具の撤去をしても鉄棒は残っているなど、その園によって様々です。閉園した5園に関して、遊具の撤去にかかった費用は、すみませんが今資料を持っていないので、金額的なところは分かりません。

川村委員 後程でよいので、教えていただければと思います。お願いします。

教育長 それではまた後程、その部分についてお願いします。
ほかには、よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第30号「西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物及び旧辰市幼稚園ほか4園の工作物の用途廃止について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長 教育長報告（1）「令和5年度12月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。

本案については、了承した。

地域教育課長 教育長報告（2）「公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市黒髪山キャンプフィールド）」、地域教育課長より概要説明。

本案については、了承した。

地域教育課長 教育長報告（3）「公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市青少年野外活動センター）」、地域教育課長より概要説明。

本案については、了承した。

地域教育課長 教育長報告（4）「公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市黒髪山キャンプフィールド）」、地域教育課長より概要説明。

本案については、了承した。

教育総務課長 議案第28号「令和6年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について」、教育総務課長より概要説明。

各 委 員 <異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教 育 長 これで全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見はございませんでしょうか。

次回の定例教育委員会は12月21日（木）10時から開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは本日はこれで教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。